

**データの提供により発明が実施可能となる製品の特許権侵害  
～ソフトウェア製品にデータを組み合わせる形態の特許権侵害判断～  
中国特許判例紹介(135)**

2026年1月9日

執筆者 所長弁理士 河野 英仁

## 1. 概要

イ号製品が、請求項に係る発明の構成要件を全て充足した場合、イ号製品は特許発明の技術的範囲に属することとなる。

本事件では、特定のデータを活用した画像処理に関する発明について特許が付与されていたところ、特定のデータを備えないイ号製品を被告が製造販売しており、後に特定のデータを組み込むことで上記画像処理機能を実現するイ号製品の技術的範囲の属否が問題となった。

最高人民法院は被告が、特定のデータにより画像処理機能を実現可能であることを知ってユーザに当該データを付属的に提供していたことから、特定のデータが予め記憶部に記憶されていないから技術的範囲に属さないとした一审判決<sup>1</sup>を取り消した<sup>2</sup>。

## 2. 背景

### (1)特許の内容

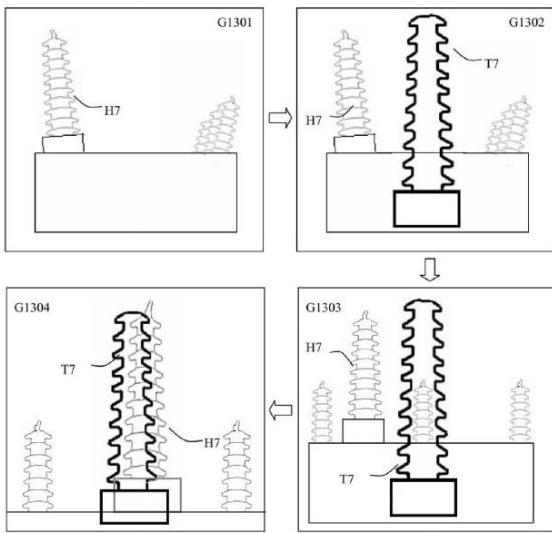
杭州美盛紅外光電技術有限公司（原告）は、熱像装置及び熱像撮影方法と称する中国特許 103063314(314 特許)を所有している。314 特許は赤外線熱画像上に、参照画像を重畠表示するものである。また「参照画像に関する構成データ」を適宜設定することで様々な参照画像を赤外線熱画像上に表示することができる。下記図は 314 特許の画像表示例を示す説明図である。

---

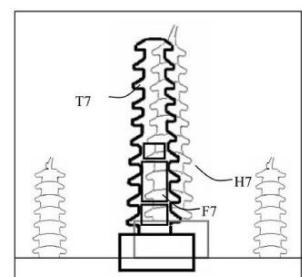
<sup>1</sup> 上海知識産権法院 2023年9月28日判決 (2021)沪73知民初1265号

<sup>2</sup> 最高人民法院 (2023) 2025年8月11日判決 最高法知民終2699号

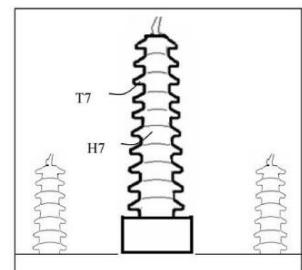
【図 1 3】



【図 1 4】



【図 1 5】



図に示すように赤外線熱画像上に、電気設備部品 H7 が表示されている。ユーザは新たに設置する電気設備部品を示す構成データを設定することで、赤外線熱画像上に、参考画像 T7 を表示することができる。これによりユーザは位置決めが容易となる。争点となった請求項 1 は以下のとおりである。

1. 携帯式の熱画像装置において、

熱画像データを連続して取得する取得部と、

多くの被写体情報及び各被写体情報に関連する構成データを記憶する記憶部と、

被写体情報に対し選択を行う選択部と、

被写体が規定する形態特徴を体现する参考画像に関連する構成データを確定する参考画像確定部と、

記憶部に記憶された構成データに基づき、参考画像に関連する構成データを確定し、該確定された構成データは、被写体が規定する形態特徴を体现する参考画像を取得するために用いられ、

前記参考画像確定部は、選択した被写体情報に基づき、該被写体情報に関連する構成データにより、参考画像取得用の構成データを確定することができ、

参考画像が赤外線熱画像中の規定位置及び規定サイズとなるよう確定する位置確定部と、

確定した構成データに基づき取得した前記規定サイズの参照画像を、前記規定位置に基づき、連続して取得した熱画像データから生成される赤外線熱画像と、共同で表示する表示制御部と  
を備える。

## (2)訴訟の経緯

原告は、被告が製造販売するクラウド熱画像製品（被疑侵害製品）が 314 特許を侵害するとして上海知識産権法院に提訴した。一審法院は以下の理由により、被疑侵害製品は、314 特許請求項 1 の技術範囲に属さないと判断した。

本件特許「装置および撮影方法」の独立請求項の進歩性は、熱画像撮影装置が参照画像の記憶・選択・確定等によって参照画像関連の構成データを確定し、規定された参照画像と撮影された赤外線熱画像を併せて表示または合成することで、熱画像撮影の規範化という技術的課題を解決する点にあることが示される。そして、この技術的構成を実現するための前提として、熱画像撮影装置には「参照画像」が記憶されており、その選択・確定を経て「参照画像関連の構成データ」が確定され、さらに「参照画像」と撮影された赤外線熱画像が併せて表示または合成される必要がある。

しかし、本件で実施された現場検証によれば、原告が PdmIR ソフトで作成した台帳情報データを SD カードに取り込み、これを被疑侵害製品に挿入した後になって初めて、被疑侵害製品内に「参照画像」が存在することが確認された。現場検証において、原告はまさにこの SD カードに保存された「参照画像」を選択・確定し、さらに「参照画像関連の構成データ」の確定などの技術的特徴を実演したのである。そして、この「参照画像」および「参照画像関連の構成データ」は、原告が自ら 335X・338X クラウド熱画像製品に読み込ませた後に選択・確定したものである。したがって、被告が製造・販売する 335X・338X クラウド熱画像製品には、特許請求項 1 に記載された「参照画像」および「参照画像関連の構成データ」という技術的特徴が欠如している。

以上より、335X・338X クラウド熱画像製品自体には「参照画像」が記憶されていないため、特許請求項 1 に記載された「参照画像」および「参照画像関連の構成データ」の技術的特徴を備えない。

原告は判決を不服として最高人民法院に上訴した。

## 3.最高人民法院での争点

**争点：外部から被疑侵害製品にデータを取り込むことにより特許発明の実施が可能と**

## なる場合に技術的範囲に属するか否か

### 4.最高人民法院の判断

**判断：主観上、特定のデータの取り込みにより画像処理機能を実現可能であることを知ってユーザに提供していたことから技術的範囲に属する**

本案二審の争点は、被訴侵害技術方案が、対象特許請求項1の保護範囲に属するか否かである。専利法第64条第1項は以下の通り規定している。

#### 専利法第64条第1項

発明又は実用新型特許権の権利範囲は、その請求項の内容によるものとし、明細書及び図面は請求項の内容の解釈に用いることができる。

最高人民法院による特許権侵害をめぐる紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈法釈〔2009〕21号第7条は以下の通り規定している。

#### 第7条

権利侵害で訴えられた技術方案が専利権の保護範囲に入っているかを判断する際に、人民法院は権利者が主張した請求項に記載された全ての技術的特徴を審査しなければならない。

権利侵害で訴えられた技術方案に、請求項に記載された全ての技術的特徴と同一あるいは均等なものが含まれている場合、人民法院はそれが特許権の保護範囲に入っていると認定しなければならない。請求項に記載された全ての技術的特徴と比べて、権利侵害で訴えられた技術方案の技術的特徴に、請求項に記載された技術的特徴が1つ以上不足している、或いは同一でもなく、均等でもない技術的特徴が1つ以上ある場合には、人民法院はそれが特許権の保護範囲に入っていないと認定しなければならない。

被訴侵害製品が、請求項1に限定する“参照画像”、及び、“参照画像に関連する構成データ”的技術特徴を充足するか否かが問題となる。

特許権者は上訴で以下の通り主張している。被告が提供するPdmIRソフトウェアを通じて製作された台帳情報データを、SDカード中に導入し、かつ、被訴侵害製品のベアマシンに挿入した後、被訴侵害製品は“参照画像”技術特徴を具備し、現場デモンストレーションを通じて、被訴侵害製品は“参照画像に関連する構成データ”という技術特徴を具備することとなる。

一方被告は以下の通り主張している。外部ソフトウェアを通じて加工編集された後のデータを、特定タスク用データパッケージとして形成し、それを被訴侵害製品に導入する行為は、被訴侵害製品が備える技術特徴には属さない。335X、338X クラウド熱画像製品は独立した製品であり、“参照画像”を記憶しない状況下、“参照画像に関連する構成データ”という技術特徴を充足しない。

最高人民法院は以下の通り判断した。

当業者からすれば、同一ハードウェアの基礎に基づき、製品はセットされるソフトウェアにより異なる機能を備えることができる、ということがわかる。製品製造者が、セットソフトウェアを製品の付属として、製品と一緒に購入者側に提供した場合、購入者側により製品をソフトウェアと組み合わせて使用でき、組合後の技術方案について実際上製品製造者の主觀上明らかに知っており、対外的に他人に提供しているから、それゆえ製品とソフトウェアを組み合わせて形成した方案は、被訴侵害技術方案といえる。

本案において、被告が提供するソフトウェアおよび操作マニュアルは被訴侵害製品の機能を実現する上で必要な部品であり、“PdmlR ユーザマニュアル-20200507”文書の記載に基づけば、PdmlR クラウド熱画像ビッグデータ管理システムは被訴侵害製品の標準機能である。それゆえ操作マニュアルのステップに基いて加工後のデータを被訴侵害製品に導入した後に実現される機能は、被訴侵害製品の技術方案が有する技術特徴と理解されるべきである。

次に、被訴侵害製品が請求項 1 中の“参照画像”及び“参照画像に関連する構成データ”という技術特徴を具備するか否かの問題について、最高人民法院は以下の通り判断した。対象特許明細書の記載に基づけば、対象特許中の“参照画像”は、赤外線熱画像、可視光画像、事前描画画像等とすることができる。次に、対象特許請求項は、必ずしも、製品中に“構成データ”を記憶することだけを限定しているわけではない。その上、対象特許明細書には、“記憶部”に関し装置 12 中のメモリ媒体であっても良く、また装置 12 に有線または無線で接続されたその他のメモリ媒体であっても良いとの記載でさらに説明されており、対象特許技術方案のいわゆる“構成データ”は、外部メモリ媒体を通じて製品中に導入されるデータを含む。

このことから、外部メモリ媒体を通じて導入されるデータは、対象特許請求項で限定する“構成データ”に属するということがわかる。明細書の記載に基づけば、対象特許中の“構成データ”が具体的に指すのは“形態構成データ”であり、輪郭、テクスチャ等の図形要素だけではなく、また可視光画像または赤外線熱画像等の画像形式でもある。参照画像は、単に一つの形態構成データにより構成される。さらに、一審、二審の現場プレ

ゼンテーション状況に基づけば、PdmIR-DL ソフトウェアを使用して作成した台帳情報データを SD カード中にインポートして被訴侵害製品に挿入し、該台帳ファイルを読み込んだ後、被訴侵害製品のテンプレート画像は、赤外線熱画像の形式で、かつデフォルトのタイル方式で在画面中に提示される。これは SD カード中に存在する赤外線熱画像を被写体の熱画像を撮影する際の視覚的参照として用いるものである。撮影時、テンプレート画像及びリアルタイムで取得される熱画像データは共同で画面上に表示され、該赤外線熱画像は、リアルタイム撮影のために輪郭の参考を提供し、かつ該画像を参照画像として呼び出すことで参照モード撮影を完了する。

それゆえ、被訴侵害製品の赤外線熱画像図は対象特許の“参照画像”及び“参照画像に関連する構成データ”という技術特徴を有する。最後に、現場デモンストレーション状況に基づけば、335X、338X クラウド熱画像製品は請求項 1 のその他の技術特徴を有する。まとめれば、335X、338X クラウド熱画像製品技術方案は、それぞれ対象特許請求項 1 の保護範囲に属する。

## 5. 結論

最高人民法院は、技術的範囲に属さないとした一審法院判決を取り消した。

## 6. コメント

イ号製品に請求項に記載された付属データが記憶されていなかったとしても、被告がユーザに付属データを提供することを前提でイ号製品を販売している場合には、特許権侵害が成立すると判断された。ソフトウェア分野では様々な侵害形態が想定されるが、本事件のような実施形態に対しても一審判決を取り消し、ソフトウェアビジネスの実態に応じて特許権侵害を最高人民法院が認めた点に意義があると考える。

判決日 2025 年 8 月 11 日

以上